

西日本入会林野研究会

会報

(第19号)

『入会林野の今後の課題』 (第19回シンポジウム)

〈報告要旨〉

山村振興と入会林野整備の成果	橋口 雄二	(1)
公益法人についての検討	松原 功	(5)
入会林野整備の事例と課題	馬場 彰	(10)
誤解に流された入会権の消滅	野村 泰弘	(13)

〈シンポジウム〉

① 鹿児島県における門割制度	(17)
② 入会集団の公益法人化	(18)
③ 「受託者更迭」という登記原因	(21)
④ 入会権を誤解した判決によって入会権は消滅するか	(26)
⑤ 入会整備の諸問題	(30)

〈大会記事・総会報告〉

1995・6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

山村振興と入会林野整備の成果

—鹿児島県大里入会林野整備の事例—

鹿児島県市来町経済課 橋 口 雄 二

落有林である。また本土における部落有林で割合が高い地域は、川辺(21%)、薩摩(20%)、姶良(22%)の3地域となっている。なお、県内の入会林野の整備状況については、昭和42年から平成5年度までに187地区 10,452haが整備されている(表1)。

1. 鹿児島県の入会林野の状況と特性

まずはじめに、本県における入会林野は、統計上は約3万5千haとなっているが、実態はおよそ4万~4万5千haでその経営の実態は一部を除いて極めて粗放で、生産も低く、しかも昔からの慣習による複雑な権利関係に拘束され、経営の近代化が容易にできないのが実情にある。

このうち、本県における入会林野は民有林面積の約1割を占めているが、うち6割は離島地域特に大島地域の慣行使用林野を含む部

2. 市来町の入会林野の状況と特性

市来町は、鹿児島市から西北35km付近に位置し「稻作とポンカン」の町である。西部は、東シナ海で日本三大砂丘の一つ県立自然

表1 入会林野等の整備状況(H6.3.31現在)

地域	件数	面積	調査測量済		登記面積				未登記面積		
			県登記	自主登記	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数
鹿児島	42	249	1	48	1	24	1	24	2	48	41
指宿	77	683	11	335	3	211	5	71	8	282	66
加世田	228	3,320	49	2,923	19	1,361	4	32	23	1,393	179
伊集院	150	1,499	18	1,469	14	1,390	2	20	16	1,410	132
川内	351	3,297	74	2,892	43	1,812			43	1,812	277
出水	138	876	14	406	2	187	9	144	11	331	124
大口	27	133	1	80	1	80			1	80	26
加治木	383	2,295	62	2,316	44	1,953	7	116	51	2,069	321
大隅	161	1,966	60	1,800	46	1,472	1	21	47	1,493	101
鹿屋	152	1,282	6	350	2	163	3	45	5	208	146
本土合計	1,709	15,600	296	12,619	175	8,653	32	473	207	9,126	1,413
熊毛	247	2,804	7	432	3	208			3	208	240
大島	176	16,606	66	6,423	9	1,591	2	34	11	1,625	110
離島合計	423	19,410	73	6,855	12	1,799	2	34	14	1,833	350
合計	2,132	35,010	369	19,474	187	10,452	34	507	221	10,959	1,763
構成比			調査測量(%)		55.6						44.4
			登記(%)								68.7

※ 件数、面積は、1970年世界農林業センサスによる。

※ 自力整備分を含む。

整備面積 10,959ha

未整備面積 24,051ha

公園吹上浜砂丘の北端に位置し、内陸山間部は、串木野市・東市来町・樋脇町と接し面積は約32km²で、人口は7,400人である。

市来町内には、「共有の性質を有する入会権（民法263条）」が存在すると見られる入会共有地が約740ha（約5,700筆）あり、その分布状況は町内全域にわたり、全体面積（3,156ha）に占める比率は約24%である。

土地の利用形態別には、山林原野が約580ha、田約60ha、畑約80ha、公道、宅地その他が約16haとなっている。

入会集団は、古くは旧村（むら）を単位として大里、湊町、川上の3集団が形成され、この集団の統制のもとに、さらに集落を単位とする小集団が形成されていたが、時代の推移と共に集団にも変動が見られ、現在では、表2に示す集団形態となっている。

本町の入会林野の特徴・特質としては、田、畑等の耕作にまで及んでいるということである。

薩摩藩は、藩財政の基本としての年貢米の確保のため、耕地を農民に割り当てて耕作させる薩摩藩特有の「門割制度」（輪番耕作制）を発足させ、当時の市来郷全域の農地にも適用した。

門割制度とは、小さな集落単位あるいは一族郎党を一門とし、門ごとに一定の耕作面積

を与え一定期間毎に土地を割りかえて耕作させる制度である。

この制度は、序々に形を変えながら移行してきており、耕作地は固定化しているが、土地は耕作者個人有地ではなく登記簿上は依然として先代、先々代の共有（3~6名）名義のままである。なお、このような農地が、市来町全農地の約40数パーセントを占めている。

3. 整備事業への取組みについて

（1）整備の必要性

昭和40年代以降の農林業近代化関連事業の導入にあたり、権利関係が旧態依然のため町道、農道の用地買収ができず圃場整備はほとんど大正年間実施の土地改良時と同様である。そのため、税務行政上も、所有者が不明確なため混乱をきたしている。

（2）整備の体制づくり

平成2年役場経済課において入会林野整備に関する研究、検討を始め、同年、町内の農林業者の代表者、郷土史等に詳しい有識者、町議会議員の代表者などにより大里地区入会林野等活用促進対策協議会を組織し、推進対策について協議した。

平成3年、市来町は町長の指揮のもとに関係各課の協力体制を整え、担当の経済課に入会林野整備担当職員を1名増員し、また、こ

の事業を進めるにあたり、県やコンサルタントに整備手続説明会や整備計画書の作成等について指導を受けて計画的な整備を進めることとなった。

事業実施計画は、平成3年度を初年度とし、5ヶ年計画により全体的な事業実施を計画した。年度計画は、平成3年度一大里川北地区、平成4年度一大里川南地区、平成5年度一湊町地区、平成6年度以降一川上地区ほかを計画した（図1）。

（3）基本構想の策定

・基本理念について
例として、湊町地区の入会農用地は約15haであるが、農業従事者の高齢化等も原因として利用状況は概して、低位に止まり特徴的な農産物はない。

このため、入会林野整備を契機として、農地の基盤整備をはじめ農業生産性の向上につながる諸事業の導入を図り、高齢農業者の從事環境を改善すると共に若年農業者の定着を図る。

林業は、既存人工造林地については、計画的な保育管理の実行を図り、優良建築材の生産をめざす。天然広葉樹林については、潮害、風害防止等環境保全を主体とする施設をメインとし、大規模的な拡大造林等は計画しない。

宅地については、農産物選果場または塩害防止のための農器具等保管倉庫を計画する。

・活用計画について
水田地帯の活用計画は、整備後、農地整備等農業振興のための諸事業を導入し、水田の

表2 市来町入会林野活用全体計画の概要

集団名	大里川北		大里川南		湊町		川上		もえ山		計
	面積ha	筆数	面積ha	筆数	面積ha	筆数	面積ha	筆数	面積ha	筆数	
田	15.59	380	27.31	664	6.89	176	11.87	200	—	61.66	1420
畑	31.26	597	25.00	574	8.34	239	20.41	255	—	85.01	1665
山林、原野	104.66	458	50.55	340	48.70	215	378.17	1152	—	582.08	2165
公道、宅地その他	4.57	165	3.94	158	3.48	99	4.90	97	—	16.89	519
計	156.08	1600	106.80	1736	67.41	729	415.35	1704	—	745.64	5769

※「もえ山」の面積は、各地区の「山林、原野」面積の内数である。



多目的利用と生産性向上をめざし、若年農業者の定着を図る。林業振興と活用計画では、優良材生産計画として優良建築材の生産をめざし、除間伐、枝打ち等を実施して、施業の基本は長期施業(60年以上)とし、質的充実を図ると共に森林の保全、公益的機能等の高揚を図り、天然広葉樹林の活用計画は、良質広葉樹材の生産と併せて、国土保全、環境保全機能の充実を図るために、天然林改良事業等を導入し林分の質的向上をはかる。

4. 整備事業に伴う問題点

整備を行うにあたっての問題点であるが、門割制度により輪番耕作していた土地の割り替えが序々に形骸化したなか、今まで入会林野整備事業を農林業振興の目的のため山林から農地まで含み事業の対象とした。農地法の農業経営者の捉え方から、入会権者の範囲を、「転出者は、慣習上入会権者としては認めない」とし、鹿児島市や県外者の所有と思われる土地については除外した。

また、確認書については、現在の登記簿上名義人が先代、先々代の共有名義であるものが多く、その相続人全員から確認書を徴収する段階で、入会権についての説明を相続人一人一人に行なわなければならなく、県外者のほとんどが土地に関してお金に換えられる高価な物件・財産として考える傾向があり、「寝耳に水」「寝た子を起す」といった状況のなかで、整備組合の役員、ほか世話役の方々は相続人へ説明し説得しなければならず苦労した。

5. 山村振興と入会の成果

木材の価値が下がり、林業がたいへんきびしい今日、若者は都会へ出て行き山村地域では過疎化が進んで来ている。また、山への関心が薄れることにより、山林が荒れ、水源のかん養性が衰え、がけ崩れや水害等の災害を招いている。

この入会林野整備事業を機会に「自分の所有する山林」という意識を持たせて、山林の保育作業である造林・下刈り・除間伐を推進することにより優良木材の生産と共に防災の役割を果たすものと考える。

先般、初年度分の整備事業完了により、「登記済権利書」を交付する際に、経済課で行なう入会整備事業以外の事業説明会の会合と雰囲気が違い、定刻前に300余名のみなさんに集まっていたとき事業への関心の大きさに驚かされ、また、事業の導入により所有者一人名義に登記が変わったことに対して役員の方々や組合みなさんに大変よろこばれた。

このように、町行政としても進みつつある過疎化に歯止めをかけるため、中山間地域農村活性化総合整備事業や農村活性化住環境整備事業を進めるなかで、町内全域の入会地を近代化するため、毎年少しづつでも、集落や各地域単位に整備を進めていく計画である。

6. 最後に

この入会林野の整備事業が、全国に入会地がある以上、今後も、継続事業として存続するよう願い、災害を防ぐ山林づくりの第1歩、また、林業の発展の第1歩となる事業であると期待している。

公益法人についての検討

- 財団法人山田厚生会の事例について

山口県入会林野コンサルタント 松原 功

I はじめに

入会林野の整備後の経営体として生産森林組合が設立されているが、農山村の過疎化や高齢化と、林業の不振のため経営が苦しくなった組合が多く、これが入会林野の整備の進まない大きな原因ともなっている。

部落有林野を財産とする公益法人が部落有林野の整理統一事業や町村合併にさいして設立された例があり、また入会林野整備後の経営体として公益法人を設立した場合についての諸問題は、既に「入会林野の高度利用」で検討されてはいる。私は、入会林野近代化法の成立前に設立された萩市山田区にある財団法人山田厚生会について紹介し、今後の入会林野整備後の経営体について考えてみたい。

II 財団法人山田厚生会

1. 沿革

萩市山田区は合併前は山田村といい、萩の西部に位置し東西では2~2.5Km、南北では約12Kmで海岸から山間部への細長い地形で面積は3439haで、その79%2710haは山林である。人口は約4,000人で農家・漁家が多い(図1)。

山口県では藩制時代には、入会山は山野とよばれていた。明治になり山林地租改正は明治8年から始まったが、西南の役があつたために中断し、官民有区分未定地とされた。明治10年から再開された調査の結果、15年1月に県下の殆ど山野は国有となった。32年国有土地森林下戻法が公布され、県下町村長は

連印して下戻申請書を提出し、35年に申請した72千町歩余が全部町村に下戻された。山田村では321町9反が下戻され、大正4年、5年に隣接の三見村及び明木村との入会関係を整理して、7年に村有林野整理区分がなされた。総面積は1050町3反2畝で台帳面積の3.26倍であり、この内営林地は470.49町で柴草採草地が379.38町も占めていた。

大正12年4月萩・椿東・椿・山田の1町3ヶ村が合併したが、萩町会は「青年団・軍人分会等に貸与したる財産以外の譲渡する特別不動産(殆ど林野)より生ずる純収入は山田区

図1 萩市地図



	萩市	山田区
面積 ha	13,787	3,439
森林面積 ha	9,198	2,710
森林率 %	66.7	78.7
人口人	50,580	4,035

に關係ある公共事業に要する費途に充当すること」及び「前項事業発注以前の純収入は同一目的を以てこれを組合に蓄積し個人の公費負担の軽減に利用せざること」を条件として13年6月に無償譲渡を決議しこの決議にもとづき、部落代表者として譲渡財産を山田信用購買販売利用組合名義で受入、定款を改定し大正7年より村民の困厄救済資金としての寄付金の残額5,000円と共に特別会計を創設して、地域内の住民の福利事業施設を充足するべく管理増殖に努めてきた。

昭和18年3月農業団体法の公布により、山田信用購買販売利用組合が統合され19年1月萩市農業会が設立されるにともなって、定款に定めるところに従い、組合の特別財産を組合の意図を継承する山田厚生会に寄付し財团法人が、19年3月22に設立された。

なお、大正12年の合併により萩町より昭和2年3月に県に申請して認可を受けた萩町有林野整理区分書によると、山田区の町有林野は台帳面積112.41町、実測289.24町であり、県行造林地117.28町を除くと旧山田村の村有林野の半分は払い下げられている。

2. 会の寄付行為について主な事項をあげる

と次のとおりである。

(目的)

萩市山田区内における社会事業の普及発達を図る。

(事業)

- 1) 医療設備をなし、診療の供与に関する事項
- 2) 罹災者の救護に関する事項
- 3) 農林道、共同作業場その他地区内生業の振興ならびに零細事業の育成に関する事項
- 4) 地区内中・小商工業者の厚生に関する事項

5) 保育所、幼稚園、託児所等の施設に関する事項

6) 生計困難者に対し、生活に関する相談に応じ、その厚生に関する事項

7) 公課に類する部落負担金の支出に関する事項

8) その他公益及び社会福祉に関し必要があると認めた事項

(資産)

基本財産 482,320.25円

現金 20,373.25円

宅地 194.9坪 1,999.00円

田 4反5畝18歩 3,206.00円

畑 2反8畝9歩 1,570.00円

山林 196町5反1畝20歩 449,585.00円

原野 1畝21歩 15.00円

雑種地 5畝11歩 572.00円

山口県木材株式会社300株券 5,000.00円

(会員)

この法人の会員は萩市山田区の住民をもつてする。会員に関する規定は理事会で定める。

(役員)

理事9名、監事3名で評議委員会で選出し、理事の互選で会長及び常務理事を定める。

(評議員)

評議委員会を置き、評議委員は山田区内12集落から各2名を選出し、玉江浦1区、玉江浦2区及び倉江区は各4名としている。

3. 会の活動について

- 1) 昭和31年3月に2,000千円を出資して社会福祉法人山田厚生会を設立し、公益質屋を置き、低利で生活困窮者に対して貸付をおこなっている。この運営資金は財団法人が寄付をしている。平成5年度

1,000千円。

2) 30年4月山田学生奨学金規定を定め、月額高校生2000円、大学生3000円を貸与している。また、31年1月萩市内に学生寮として5棟を建設したが、交通が便利となり希望者がなくなったので、現在一般に貸している。

3) 32年4月から満80才以上の方に敬老年金1800円を贈っている。

4) 診療所は勤務医が亡くなつてからは閉鎖された。保育所(3ヶ所)の敷地を昨年まで市に無償で貸していた。

5) 山林の経営については、林野運営委員会が置かれ8名の委員で運営されている。基本財産である森林の伐採収入の2割以上は基本財産に繰り入れられ、30年林会員には2,000万円が基本財産となり、他は運営に使われている。伐採跡地の内230haが41年から山口県林業公社と分取造林契約が結ばれ、既に4令級以上の造林地となっている。また直営林地は110.73haでその59%65.38ha造林されているが5・6令級が大部分である。これらの造林は雇用により行われている。

6) その他の社会福祉事業として、平成5年度は1,826,674円が次の費用に使われている。

運動会や防疫薬剤等の保健福祉費。独居、寝たきり老人援助等の厚生援助福祉費。学校育英会、敬老会等の児童老人福祉費。身体障害者への身体障害児(者)費。公共施設等の負担の公共福祉費。消防団等の防災活動費である。この内、厚生援護費544,550円、児童老人福祉費828,524円とその大部分を占めている。

7) 現在の資産は次の通りである。

基本財産

不動産 不動産 14,297,010円
山林 山林 2,094,807.00m²
原野 原野 13,436.61m²
雑種地 雜種地 1,191.30m²
宅地 宅地 2,653.70m²
定期預金 定期預金 10,000,000円
有価証券 有価証券 30,000,000円
普通財産 普通財産
土地 土地 1,319,000円
雑種地 雜種地 1,041.00m²
宅地 宅地 178.14m²
建物 建物 840,000円 107.16m²
有価証券 有価証券 3,284,000円
定期預金 定期預金 2,457,381円
普通預金 普通預金
合計 合計 87,475,791円
事務所は、社会法人の建物である。

4. 会の今後の運営について

豊富な山林資源からの収入により、会の運営は順調であった。行政が社会福祉へ次第に重要視するに従って、会の事業の運営も変わってきた。保育所も市営となり、診療所も廃止された。奨学制度の充実により奨学金の希望者も少くなり、社会福祉法人の経営する公益質屋も借入者が少ない。今後の事業は過疎化する地区の高齢者に対する施策や、地区内に作られる老人病院が大きな問題と思われる。現在は財政的には未だゆとりがあるが、森林資源は未だ育成中であるので、今後にはかなり難しい時もあるだろう。

III 入会林野整備後の公益法人の設立について

1. 公益について

民法34条によると、公益法人は「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団または財団にして営利を目的とせざるも

の」でなければならないとされる。公益の概念はかなり広く解され、公益法人の中には必ずしも不特定多数の利益を目的とするものでないものも設立されている。このように公益法人についての設立許可基準がまちまちであったので、公益法人監督事務連絡協議会は昭和47年3月に、「公益法人設立許可審査基準に関する申し合わせ」において公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなくてはならない。したがって、次のようなものは設立を許可しない。

ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡意見交換等を主たる目的とするもの。

イ 特定団体の構成員、または特定職域の者のみを対象とする福利、厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。

ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的な支援を目的とするもの、としている。

「営利を目的としない」とは、法人関係者には法人の利益を分配したり、財産を還元しないということである。このような基準では、山田厚生会等のように入会林野を基本財産とし、それから上がる収益が特定の地域の者のみに使われる財団法人は許可されない。

しかしこの例のうち、ア、イを従たる目的とするものは、設立の許可がなしうることはあるが、ウについてはたとえ従たる目的であっても、設立許可を与えないこととし、イについては法人の構成員が特定のものに限定されていても、当該法人の提供する利益が広く社会全体に対して公開されていれば、イから除外され設立許可が与えられるとされる。

(注) 山口県では、財団法人山口県巣島会が「地方自治に関する調査研究及び県政推進のための必要な事業を行い、あわせて山口県を退職した者の福利厚生をはかりもって地方自

治の振興を寄与することを目的とする」として設立された。

注(森泉 章「公益法人の現状と理論」)

森林を育成し、保全することは、治山治水の面からもまた環境の保全の面からみても、公益的な事業とみなされよう。特にこの森林が保安林であるときは尚更公益性が大きい。したがって、入会林野の整備後にその森林を育成・保全して、環境を守ることを主な目的として、その森林から上がる収益を地域の社会福祉や、公共的な事業を行い地域の発展を目的とする公益法人が設立し得ると考えられる。

2. 設立

公益法人の設立の許可は、知事により目的及び事業の公益性と法人運営の健全性と永続性についてが審査され、また許可後に入会林野整備により個人有または共有となった林野を公益法人に寄付し、所有権移転の登記をするが、この寄付に対して、公益に著しく貢献があるものとして国税庁長官の承認を受けた場合は所得税がかからないが、登録免許税の減免の措置はない。入会林野整備によって生産森林組合が設立されるときに、知事の嘱託登記により行われ、権利の移転についても登録免許税が減ぜられているのに比べると設立は難しい。

3. 運営について

公益法人が本来の公益事業である森林の経営から上がる収益には法人税は課せられない。利子、配当についても所得税は課税されない。県民税、市町村民税の均等割が課せられることにはなっているが、殆どの県、市町村は条例で非課税としている(地方税法第6条)。

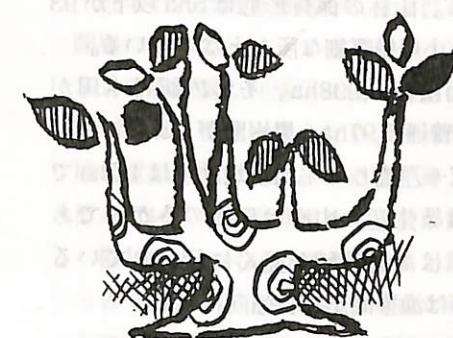
公益法人は、その社会的信用を傷つけるような内容でなく、本来の事業に支障を及ぼすおそれのない範囲で事業内容も規模もその範

囲内にかぎって収益事業を営み、その収益を公益事業に充てることができる。従って生産森林組合より大幅な森林、林地の利用がなされよう。この収益事業は法人税が課せられる。

4. むすび

入会林野整備後に、この林野を対象として公益法人を設立することは、生産森林組合を設立することに比べて確かに困難であり、必ずしも有利とは言えない。入会林野に法人格を持たすことが主な目的であった所謂入会の

生産森林組合は、農山村の過疎化と高齢化、林業の不振による収益性の低下により、今後は設立されることは難しいだろう。公益法人はただ財産の保持で、単なる部落の維持であり、行政のやるべきことをなすだけで、林業経営の合理化による部落民の生活の向上に役立たないという批判もあるだろう。しかし、財団法人山田厚生会は長年にわたり地域の社会福祉に貢献している。私はこのような公益法人は、入会林野近代化法の対象の経営体として新しく考えてはと提案するものである。



入会林野整備の事例と課題

佐賀県鹿島農林事務所 馬 場 彰

1. 太良町の概況

太良町は佐賀県の西南部に位置し、東は有明海に面し、西南には多良岳山地が連なり長崎県と境界をなしている。地形は多良岳山地から東北に向かって傾斜し、その裾野は扇状台地をなし有明海岸まで伸びている。地質は大部分が安山岩、安山岩質凝灰角礫岩からなっている。

人口は11,974人、世帯数は3,004戸で、この4~5年ほとんど変化がない。就業者6,351人中、農業は2,074人、林業は42人、漁業は722人、第1次産業で45%を占めている。現在、サービス産業946人、建設業757人でその人口が増加傾向にある。

農家戸数は1,324戸で、そのうち専業農家は300戸、兼業農家は1,024戸であり林家戸数は673戸である。

総面積は7,405ha、そのうち森林面積が4,045ha、林野率55%と県平均45%を上回っている。人工林は2,686ha、人工林率73.4%、齡級構成は7歳級以下の林分が92%を占めている。山林の保有形態は5ha以下が93%を占め小規模零細な所有となっている。

耕地面積は1,998ha、その内訳は水田が511ha、普通畑97ha、果樹園が1,390haであり、農家一戸当たりの平均耕地面積は1.5haである。農業生産の中心は果樹のみかんである。漁業は海苔養殖が盛んに行われているが、近年は漁獲高が減少傾向にある。

2. 伊福集落の入会整備

(1) 土地所有の沿革

伊福集落所有地の一部は明治初年から所有し、集落民の宅地や祭田等に利用してきた。山林、竹林、原野等については明治21年から明治42年5月までの間に国有地を買収した一部である。明治42年当時、国有林から買収した面積は約74haであったが、その後入会権者である集落民に売却、交換等で減少し、現況の45.3haが伊福集落住民の入会地として管理されてきた。

(2) 登記の状況

これら国からの買収地は当時の伊福名代表者1名ないし2、3名の名義で所有権登記がされていた。その他、寺院名義の畠が1筆、「伊福名」名義の田畠、雑種地及び一部山林がある。名義人の総数は22名で、入会林野整備時期においては現存する入会権者の代表者名義で登記されている（その家族である者を含む）。所有権登記の経緯を調査すると、

- ① 明治40年3月24日 売買 A
- ② 昭和4年家督相続による移転登記
- ③ 昭和52年2月1日 受託者更迭 持分2分の1 B 持分同 C

（①のAとB、Cは特に関係なく若い代表者で、兄弟が少ないと）

- ④ 昭和56年4月25日 入会林野近代化法第12条による移転 D 外134名

- ⑤ 昭和56年4月28日 出資 伊福生産

森林組合となっていた（その他、3~4筆において同様の所有権登記があった）。「受託者更迭」という登記原因が入会権者たる代表者名義人から新たな名義人にしてゆくならば入会地の所有

権登記はそれほど困難をきたすことはない。

(3) 林野の現況と利用

入会地面積は45.3haで、山林のうち人工林はスギ、ヒノキの用材で16.2ha、天然林2.6ha、真竹23.6ha、その他無立木0.4ha、ため池や宅地等が2.5haとなっている。竹林については買収当時から真竹を育成し、集落民の家の造作材料に利用してきたが、昭和35年から太良町有明海沿岸の海苔養殖の進展に伴い、のり竹として販売してきた。人工林については明治41年用材林造成を目的として、スギ苗5,000本、ヒノキ苗200本の植栽記録があり、そのほか現在まで2~3回程度の植栽が行われた。この人工林は平成3年の台風で約7haの風倒竹林の被害を受けた。なお、風倒竹の跡地は竹を伐採整理し、造林地に転換、森林開発公団との分取造林契約を締結し、森林整備を進めている。雑木林地はこれ以外にもあったが、昭和30年頃から始まったみかん畠の造成地として入会権者の個人割地利用を認めてきた。田、畠及び宅地は個人利用されており、入会林野整備を契機に個人所有地とすることとし、それ以外の土地すべて44.9haが生産森林組合に出資された。

3. 生産森林組合の運営

(1) 組合設立当時の状況

伊福生産森林組合は昭和56年4月30日設立認可された。設立当時組合員数は135名、現物出資は土地9,450千円、立木10,800千円、現金1,350千円、合計21,600千円の資産で出発した。一人当りの出資額は160,000円である。組合の役員は組合長のほか6名の理事と2名の監事がおかれていた。当初は集落役員と別個であったが、4~5年後から双方を兼任することになった。

(2) 組合の経営状況

組合の収入は真竹の販売によるもので昭和54年以降、毎年500束を太良町森林組合へ販売し、その代金は150万円程あって組合の財政に貢献してきた。ところが、平成3年の台風で多くの竹林が被害を受け今後の経営が危ぶまれている。台風災害はのり竹の流失という思わぬ需要とヒノキの根倒れ処理から平成3年度から4年度にかけて収益があり、平成5年度にはいりその収益について従事割配当が行われた。

(3) 従事義務について

組合員の出役は現在、春秋各1回の林道清掃作業である。間伐、枝打ち等の保育作業については森林組合に委託している。また、組合員の出役しない場合には出不足金として徴収している。

平成5年度の従事割配当は組合員すべて平等に配分されているが、正確には組合員全てが2日間の出役をしたとは言えない状況にある。しかし、組合員の高齢化と今までの林野整備に携わってきたことに対する貢献を考えるとき、この配当は組合内部の「和」を保つためには必要な措置と思われる。

4. 入会整備の問題点と今後の対応

(1) 整備のあり方

近年の入会林野整備では公共性の高い地域開発においては一定の成果をあげてきたが、本来の農林業の利活用に係る整備は、入会集団が本当に整備の意欲なり、農林業への利活用の意識があるのか、単に登記簿上の変更を望んでいるのか等見極める必要がある。

権利証の交付時に喜ばれたことは登記がすっきりしたことと割地の所有権が確立したことに対する感謝であった。近代化法における「土地の農林業上の利用増進をするため」は薄れ、「これらの土地に係る権利関係の近代

化を助長するため」を強調して、補助事業を推進し、地域の振興、活性化を置き忘れてきたように思う。

今後、入会林野の整備が地域の活性化に結び付くためには、整備後の姿を描きながら入会権者内部で十分な調整を行い、生産森林組合の設立にこだわらず、一定規模以上の個人分割で経営規模を確保するか、少数の経営者組織か、森林組合への信託、公有林化等いろいろな可能性を視野にいれて整備を進める必要がある。

特に、「入会権」そのものを存続させて地域の活性化が図られないか検討しなければならない。単に登記原因のみをとらえた整備は今回の「受託者更迭」に示されるような形で指導対処したらどうか。また、昨年のこの研究会において問題提起された「委任の終了」をもって指導したらどうか。ただし、この場合は本登記の形式に近いことを覚悟しなければならない。

現在、佐賀県においては、生産森林組合に適さない整備地区や個人分割地以外は県コンサルタントとも協議しながら「公正証書」の作成まで指導し、第2の入会林野を作り出さないように努めている。

(2) 生産森林組合の運営について
佐賀県においては昭和40年代から積極的に入会林野を整備し、当時としては問題点もさほど感じないまま、その受け皿として生産森林組合を設立してきた。

今日、生産森林組合は入会林野整備の情熱が生産森林組合への経営に引き継がれないまま、泥沼のような状況になっていることも事実である。中には生産森林組合を設立したことを見悔したり、「解散」という事態まで生まれようとしている。

また、「従事義務」の問題として生産森林組

合からの脱退者が相次いでいる組合もある。これは、「組合員として権利者になる必要を感じない」、「組合の年間事業に参加できない(年2~3回)」など理由はあるが、集落内部には別に世帯全員の集会があり、生産森林組合との二重構造になりつつある。同じ集落の中で生産森林組合が孤立し、集落内部の紛糾や和が崩れかけている。

この他、年1回の一斉調査の結果をみても組合設立以前の状態に戻った事例や組合員の高齢化と後継者の無関心、組合会計や登記手続きの不慣れなどの問題を抱えながら運営している。

今後は財産保持的な生産森林組合から森林の経営を目指した組合へ脱皮することが必要であり、何らかの形でソフトだけの推進にとどまらず、設立後3~5ヶ年間のハードの活性化対策-造林や保育作業等-を組み合わせ組合運営に対する意識の高揚と資産価値の増大を目指す必要がある。その時、はじめて組合設立に対する地域活性化の波及効果を確保できると思う。

5.まとめ

入会林野の整備については整備の方法や整備後の生産森林組合など様々な問題点を抱えている。今回、過去の入会林野を整備した経緯の中で、「受託者更迭」やその後の生産森林組合の運営など調査したが、今までのように権利関係を強調した整備を推進するのではなく、またその受け皿として「生産森林組合」の設立を指導するのではなく、入会集団の意思を尊重しながら地域の農林業に寄与する形で整備を推進する必要がある。この中には、「入会権」そのものを生かしながら入会権者の望む活用策を実現させることも視野にいれて整備のあり方を問う必要がある。

誤解に流された入会権の消滅

徳山大学経済学部 野村泰弘

1.はじめに
入会権は、理論上は、誤解に流されて解体・消滅するものではない。入会権の消滅事由としては、①強制収用、②入会集団が入会権を放棄した場合、③林野に対する入会集団の統制がなくなった場合、④入会林野整備を行った場合などに限られる(注1)。しかし、現実には、入会権に対する無知や作為的な誘導によって誤解が生じ、これがもとで入会権に反するような事実が積み重ねられ、もはやこれを覆すことが、法律上は可能でも事実上は不可能に至ることがありうる。「誤解に流された入会権の消滅」とはそういう意味であり、現実に、今回とりあげる生田谷の事例では、このようにして入会権は崩壊しつつある。

2.生田谷の事例

広島県の生田谷の約45ヘクタールの共有林には、生田谷部落50名(そのうち登記名義人33名)を権利主体とする共有の性質を有する入会権が存在し、ゴルフ場用地として入会権者の一人が経営するS開発に賃貸するなどしていたが、昭和51年、この入会地の一部を運動公園用地として三原市に売却し移転登記をする際に、登記の残っている離村失権者17名から移転登記を受けるために、三原市の指導により時効取得を原因とする訴訟手続によることとしたが(注2)、勝訴の見込みが立たないために、所有権の持分を認めるかのような和解をなし、代金の分配を行い、なんとか移転登記は完了した。しかし、このことが発端で、その後前記S開発は入会権はすでに消

	入会理論	生田谷での誤解
権利内容	共有入会権	入会権という権利名称ではなく、共有
定義	入会権は入会地の管理支配権	入会権は入会地の利用収益権 + 登記を有する者が所有者と推定される
登記	登記の有無に関係なく全員の総有	登記を有する者が所有者と推定される
地盤の所有権	入会権者=地盤所有者 入会権消滅時点の入会権者が地盤の共有権者となる	民法上の共有権者-(地役)入会権者 <分離> 入会権の消滅により負担のない民法上の共有地
敗訴	請求の趣旨についての判断 入会権は消滅。誰が共有権者になるかは不明	裁判の中で原告が主張したことすべてが否定され、相手方の主張がすべて認容されたという観念

(1) 生田谷の事例では、誤解は二つあるようと思われる。第一は、入会権という権利についての誤解であり、とくに登記との関係においてのものである。第二は、判決についての誤解である。

(2) 第一の、入会権という権利についての誤解は、端的にいうならば、「登記は強い」→登記名義人が地盤所有者である、という誤解である。ではどうしてこのような誤解が生じたのだろうか。

(ア) まず、指摘できるのは、多くの入会権者は、自分達に権利があることは解っていても、その権利が民法上「入会権」として規定されている権利であることを（専門家から聞くまでは）知らないことが多い（本件でも広島大学の教授に相談してはじめて法律的な理解を得た）。一般に現地の人は、入会林と呼ばずに共有林とか野山とか呼ぶことからもそれはうかがわれよう。こうした無防備な素地に、登記を有する者が地盤所有権者であるという誤解の入り込む余地がある。

(イ) この登記の虚像を助長するものに、入会権の定義についての誤解がある。入会権には、民法263条の「共有の性質を有する入会権」（共有入会権）と、同294条の「共有の性質を有しない入会権」（地役入会権）とがあり、これは厳に峻別されるべきであるが、多くの教科書ではこれを一縷めにして、入会権は「一定の地域の住民が、共同で、入会地を利用・収益する権利」と、一種の土地利用権的な説明をしている。しかしこれは二つの入会権を統一的に説明する定義としては不完全なものといえる。共有入会権は地盤所有権の共同所有形態（総有）の一形態であり地盤を利用しなくとも自由であるからである。この定義をもとに

すれば、地盤所有権と入会権との分離という概念、すなわち入会権は（利用権に限定され）地盤所有権をもたない権利であるという誤解をもつて至ることが考えられる。生田谷の例でいえば、登記名義を有する入会権者は共有権者でありかつ入会権をもち、登記名義を有しない入会権者は単なる入会権者であるという誤解である。

(ウ) 次に、登記に対する信奉もこれに一役買っている。わが国の不動産登記制度においては、入会権は登記されるべき権利として認められていない（不動産登記法第一条）。判例も、入会権と登記は無関係であると明言する。しかし現実には、共有入会権は地盤所有権の共同所有形態の一つであるから、入会権という権利としては登記されなくとも、所有権として記名共有方式や代表者名義によって登記（標題部登記のみの場合もある）はされている。これが「登記があれば権利があるに違いない」という誤解をもたらす元となる。わが国では登記に公信力が認められていないにもかかわらず、一般人の権利意識の中では登記に対する信頼は厚いから、よりいっそこの誤った認識を助長することになり、入会権を知らない世代の承継者が、登記のあることをもって、実体上の権利を主張することになる。

(エ) 以上的一般論の他に、さらに生田谷において誤解を誘導したものとして、地権者と入会権という用語づかいがある。地権者という言葉は、用地買収の際に三原市の担当者が使用したのが始まりらしいが、これを、入会権ではなく民法上の共有のほうが都合がよい一部の者らが歪曲してつかい始めたものと思われる（そこには地盤所有権と利用権の分離という、権利意識の巧妙

な誘導がある）。入会権者全員を地権者というのなら分かるが、登記名義を有する者のみを地権者といい、入会権者と区別するのは、あたかも、民法上の共有権をもつ者と、地盤所有権を持たない地役入会権者となる者が存在するかのような誤解をもたらす。この地権者という言葉が、入会権者の中のみならず、判決にも作用していることを考えるとき、法律用語でもなく、広辞苑にも載っていないような用語を、意味内容を確定しないまま、行政用語だからといってむやみにつかうのは誤解を誘発するようなものであり、実に迷惑なものだといわざるを得ない。

(オ) 次に、第二の判決についての誤解についてみると、判決後の生田谷では、登記を有する者が在村離村を問わず共有権者であるという雰囲気に押し切られて、登記を有しない入会者は一切権利がないものとされた。判決は、入会権は本件訴訟提起頃までに消滅した（この判決は到底容認できるものではないが）といっているだけであり、誰が共有持分権者であるかは、訴訟上の争点にもなっていないことから判示されてはいない。仮に入会権が消滅したという結論を認めるとしても、共有入会権において地盤の共有権者になり得る者は入会権の消滅時点の入会権者であるから（広島高判昭和38年6月19日民集19巻4号854頁参照）、生田谷の場合、登記を有しない入会権者も共有権者になると考えられ、したがってそのような譲歩をする必要がないにもかかわらず、裁判に負けたという事が、原告が裁判上主張していたすべてが否定されたように受けとめられ、原告側の全面降伏的な権利事実の承認というものが行われてしまったのである。

裁判を契機に入会権が解体していくことが

ありうることは、すでに中尾教授が指摘されているところであり（「裁判による入会権の保護と解体」（西南学院大学法学論集20巻1号1頁以下）、その意味は、裁判によって、存在していたはずの入会権が存在を認められず、若しくはその裁判を契機として解体の道をたどらざるを得ない結果に至ること、とされる。本件生田谷の例もそれに含めることができよう。

4. おわりに

かつての入会紛争は、入会権者であることの確認を求めたり、公有地上の入会権の存在の確認を求めるものが多かったが、今日の入会紛争は、共有入会権に関し、その地盤所有権をめぐるものが多くなっている。これは從来、入会林野それ自体の資産価値はたいしたことなかったものが、今日では、その土地がゴルフ場などのレジャー開発により資産価値をもつようになったことが影響しているものとみられる。離村失権の効力について、登記名義人の子孫がその所有権を争うのも、そうしたことが影響していると考えられる。

この生田谷の事例は、入会権というものが登記という虚像に翻弄され、内部から（誤解により）崩壊した事例といってよいかもしれない。しかし、ある意味では、行政と裁判もこれに加担したといってよいと思われる。運動公園用地の買収に伴う移転登記の手続においてもっと適切な指導がなかったものかと悔やまれる（注4）。これが結局、判決によって致命傷を与えられてしまう。こういう誤解に基づいた入会権の消滅というものが、今後ないことを切に祈りたい。

（注1）中尾英俊『入会権の法律問題』（勁草書房、1985）312頁以下。

（注2）司法書士に聞いた話では、時効取得

を原因とする訴訟で勝訴判決を得て、移転登記をすることが少くないという。相手方がすでに死んでいたり争わないということが確認できる場合には有効な方法といえよう。しかし、入会権についてこの方法をとることは、入会権の争いを単なる所有権の争いに自ら置き換えることとなり、非常に危険だといわざるを得ない。

(注3) この生田谷の入会紛争の詳細については、中尾英俊「共有の性質を有する入会権の解体消滅の法理とその訴訟の実例」(西南法学第22巻2、3合併号49頁以下)および「入会権存否に関する判旨の非論理」(西南法学第26巻4号1頁以下)、伊藤護也「入会権と所有権登記をめぐる紛争」(広島法学10巻1、2号125頁以下)、拙稿「入会

の解体と権利意識（一）（二）」徳山大学論叢第41号254頁、第42号146頁を参照されたい。

(注4) 入会理論に従い、離村失権を（訴訟又は訴訟外で）確認したうえで、これを元に移転登記手続をすることができなかつるものであろうか。また、その他にも、現在の入会権者に登記を一致させるために、入会権の登記原因として「委任の終了」というものが認められており、これを活用できなかつたものかと思われる。なお、「委任の終了」については、江渕武彦「非法人団体資産の登記と『委任の終了』（上・下）」（登記研究508号27頁、509号1頁以下）に詳細に論じられているので、参照されたい。



（写真）鹿児島県の台風による倒木

＜シンポジウム＞

司会 堀正紘（九州大学農学部）
有村栄作（鹿児島県大隅農林事務所）

発言者（発言順）

- 矢野 達雄（愛媛大学法文学部）
橋口 雄二（鹿児島県市来町）
中津濱 進（鹿児島県林業振興課）
山上 三郎（佐賀県林務課）
岡森 昭則（九州大学農学部）
松原 功（入会林野コンサルタント）
村岡 慎也（宮崎県林業経済課）
向井 忠彦（愛媛県森林林業課）
馬場 実彰（佐賀県鹿島農林事務所）
稻田 勝（島根県林業管理課）
江渕 武彦（西南学院大学法学部）
中尾 英俊（西南学院大学法学部）
大鶴 進吾（福岡市森林公社）
司会（堺） 当シンポジウムにおいては、次の課題を中心に議論を進めたい。すなわち、①鹿児島県における門割（かどわり）制度、②入会集団の公益法人化、③「受託者更迭」という登記原因、④入会権を誤解した判決によって入会権は消滅するか、といった課題である。最後に、⑤入会整備の諸問題を取り扱うこととした。
① 鹿児島県における門割制度
(橋口報告)
司会（有村） 橋口さんの報告にあった門割制度について、矢野さんから、その由来、村民の意識、登記名義、入会整備という4点について質問が出ている。
(矢野) 鹿児島県に門割制度が存在することはかねてより聞いていた。具体的な内容はよく知
- らないが、ここしばらく愛媛県の割地制度を研究してきた関係で、この門割制度に興味を持っている。門割は、耕地を含めた割地制度だと思う。松山藩では「地ならし」、宇和島藩では「内ならし」という事業で割地が行なわれた。後に、松山においては庄屋抜地（ぬき地）という制度となり、宇和島では無役地と称され、明治初年に、これらの土地をめぐって大規模な裁判闘争があった。伊予地方におけるこれらの制度は、藩の政策として実施されたものだが、鹿児島県の場合には、同様に藩の政策として強制または勧奨されて割地されたのか。あるいは、地元の慣習として成立したのか。
(橋口) 藩の政策だったようだ。鹿児島藩では、台風の被害やシラス土壌の特異性、あるいは地理的・地形的条件により、各農家の収穫量

に大きな差が生じていた。そこで、農民の各収益を均衡させて不公平感を解消するため、輪番耕作制を発足させたのではないかと考えられる。

(矢野) 先に述べた伊予における庄屋抜地裁判は、この土地が庄屋の個人所有地なのか、それとも一村共有地なのかという点で争われたものだが、門割地においては、この点はどうか。

(橋口) 住民は、共有という意識を有している。登記名義の中には無関係な者がいたりするが、「門割」という名称は、入会的な性格をあらわしていると思われる。

(矢野) 登記は先代あるいは先々代名義だということだが、最初の登記はいつ頃か。

(橋口) 登記法施行の頃で、明治32年頃だと思う。

(矢野) 入会整備は、農地と林地を合わせて実施されているようだが、たとえば整備後の受皿などの面で、両者に差異は生じていないのか。

(橋口) 農地の場合、農地法との関係上、町内もしくは隣接町に入会権者が留まっている場合に入会整備事業を実施しているが、それ以外は実施していない。

(中津濱) 門割制度は、加世田市など、市来町以外にもみられる。加世田の場合は農地が対象で、農地法の関係からの整備が試みられたと記憶している。しかし、権利者が外国など遠方に出ている事情などから、この方法も行き詰まっているようだ。橋口さんの報告は、農地を残して山林だけ整備しつつあるという内容だが、加世田の場合も解決がついておらず、整備は遅々として進まないという状況だ。

(矢野) 門割地をめぐる裁判事例はないか。

(中津濱) 聞いていない。

(山上) そのような土地は入会地としてとらえることができるか。

(橋口) 登記名義人の相続人が外国などに転出

しているということだ。

(山上) 一定の入会地の中に林野や農地が存在するということはありうる。この土地が転出者の登記名義となっていたり、あるいは登記名義人の法定相続人が転出している場合、そのような一部の者が入会地としての確認をしなくても、在住者が入会地だという確認をすればそれで十分なのではないか。

② 入会集団の公益法人化 (松原報告)

(岡森) 入会集団を公益法人とした場合、転入者を無条件で構成員と認めざるをえず、旧来からの構成員に不満を生ずることにはならないか。

(松原) 先に報告した通り、財團法人・山田厚生会の寄附行為では、「会員」に関する規定を置いている。本来、財團法人には社團法人のような構成員が存在しないので、「会員」ということばを使うこと自体がおかしいかもしれないが、相当昔に作られた寄附行為なのでこのようなこともあるのだろう。現在、山田厚生会の場合、転入者を「会員」としては認めていない。将来、入会集団を公益法人制度の中で扱うという方法を考えてみた場合、それが財團法人であれば、構成員という制度がないから、ある意味で法人の内部規定で転入者の問題を処理せざるをえない。もし、入会としての性格の強い地域においては、転入者の参加を認めないだろう。山田厚生会のような形をとる集団は、おそらくそのような地域であろう。

(岡森) 山田地区は萩市郊外だが、転入者は多くないのか。

(松原) 萩市自体に過疎化傾向がある。一部、漁村に人の出入りがあるが、山田地区は特に過疎化が激しい。

(岡森) 松原さんは、入会権を残したまま公益法人を設立する方法を考えられているのか。

(松原) 入会整備後の法人としては、生産森林組合などしかないが、この方法が行き詰まっていることは、これまで多く指摘されてきた通りだ。権利を整理したいという希望が入会権者の中に多いのは事実で、言い方がおかしいかもしれないが、入会整備に代わる方法として、公益法人という方法を考えているという面はある。しかし、それだけではなく、このような財産をたとえば高齢化する地域の対策として活用したいというのが、私の報告趣旨だ。このような活用のためには、権利を整理しなければならない。このようにして公益法人を設立し入会地をその所有財産とした場合、一面からみれば入会権が存続する形となるが、入会整備の上で生産森林組合を設立した場合であっても、内規を設けて旧来の入会慣習を存続させている例は多い。この場合、形式的には入会権は消滅しているが、実質的にはなおそれが生きていることができる。公益法人という方法をとる場合、それと同じようなものだと考えればよい。すなわち、公益法人による財産所有という形式に整理されるが、実質的には入会権が残っていくことだ。

(岡森) 入会林野近代化法を適用し、法律上、入会権を消滅させた上で公益法人を設立するという方法なのかな。

(松原) 最も望ましい方法は、法律を改正して生産森林組合だけではなく公益法人を含めることだ。もしそれができないとしても、整備後、公益法人を設立する方向を考えるべきだ。

(堺) 財團法人・山田厚生会の場合、「会員」という制度を設けているようだが、この点についてさらに聞きたい。社團法人の場合、社員という構成員が存在するが、財團法人の場合にはこれがない。そこで、この「会員」という制度が問題となるが。

(松原) 山田厚生会の設立は昭和19年だ。当

時、このような形の財團法人設立許可があった事情について、現在の常務理事に聞いてみても、古いことでよく分からぬといふ。「会員」という制度を財團の寄附行為に掲げることは、確かに奇妙といふべきかもしれない。現在の公益法人に関する連絡協議会の審査基準に合わないのは事実だ。

(堺) 山田厚生会の実施する福祉事業対象者に制限があるのか。

(松原) 「会員」に制限されている。

(堺) 森林経営それ自体に公益性があるから、入会整備後の経営形態として公益法人を認めてよいのではないかという報告趣旨であった。しかし、財團法人においては、基本財産から生じた果実を事業資金とすることが本質ではないだろうか。森林経営から生じた果実を公益目的に利用するというのならともかく、森林経営そのものにここでいう「公益性」があるというのは(そのように言いたいけれども)、無理がありはしないか。公益法人という方法は魅力的だが、入会の実態と公益法人制度が有する法的な仕組みは、基本的な部分で矛盾するのではないか。

(松原) 森林経営を目的とする財團法人を想定した場合、次のような寄附行為上の目的が考えられるだろう。「森林資源を育成整備しもって水資源を涵養し、県土の保全ならびに自然環境を守り、もって〇〇の社会福祉と振興を図ることを目的とする」このような目的をもって寄附行為を提出した場合、その事業を具体的にどのような形で明らかにするかが問題だ。山田厚生会の場合、6割近い人工林率だが、作業従事者に賃金を支払っており、これについては「基本財産造成費」という名目で支出している。その他、林業公社による造林地もある。おそらく、法人の目的と事業については、このような形になるだろう。

(堺) このような法人を新しく設立するという

ことを前提とした場合、たとえば、一億円の基金をもって設立する財団の事業目的を海岸保全林の維持や水源涵養林の造成保全とするということは十分に考えられる。しかし、これは、財団の基本財産が森林そのものだという場合とは違うのではないか。

(中尾) 山田厚生会のケースは、旧村持財産の保全と登記の問題が関連して財団法人設立に到了のであろう。九州には少ないが、島根県の隠岐島には5つか6つ、このような例がある。広島県や宮崎県にもみられる。また、佐賀県の場合、入会林野近代化法を経ずに、旧村持財産の受皿として生産森林組合を設立している。したがって、同法によらない限り、生産森林組合や公益法人の所有地だから入会地ではないとはいえない。確かに、財団の寄附行為に「会員」を掲げるのは疑問があるかもしれないが、実際問題として、そのような法人の背後に入会集団が存在するというのはありうる。現在、休眠法人が多いこともあって、とくにこのような多目的法人を設立を認めることは、行政としては消極的であろう。公益法人形式の入会林野が存在する都道府県は、前述のほか、和歌山県、東京都、山形県など多少片寄りがみられ、近代化法以前の、各地の入会林野に関する政策ではなかったかと思われる。現在、このような法人を設立するには、育英事業等具体的な目的を掲げないと許可されないだろう。ただ、森林に関する多目的法人制度を設けるべきだという提案には意味があると思う。だが、和歌山県では金の使い道に困っているという例も耳にする。というのは、公益法人の場合、収益配当ができるという原則があるからだ。このような問題点も考慮しておく必要があろう。

(中津瀬) 鹿児島県では、林業担い手育成基金を財源として森林を育てるグループを公益法人化しよう計画し、担当課で話を進めていった経

緯がある。しかし、山づくりを目的とした公益法人という点につき、見方が厳しくなっている現状がある。

司会(有村) 公益法人と生産森林組合という経営形態の違いに関し、設立やその後の管理運営について、さらに詳しく聞きたい。

(松原) まず、公益法人を森林経営体として設立する場合、知事が許可するかどうかが最も重要な要素だろう。森林経営が公益法人監督事務連絡協議会によって示されている「公益」事業に相当するかどうか。特定団体の構成員に対する福利厚生との絡みで問題になると思うが、森林の有する公益的機能について、社会的認識が高まっているので、この点を十分説明すれば、楽観視してよいと思う。ただ、知事による審査にあたっては、休眠法人化しないことが前提となり、ある程度の資産を有して永続的に活動できることが条件となると思う。つぎに、登記だが、生産森林組合の場合、知事の嘱託による登記となるが、公益法人の場合には、自力でしなければならない。また、生産森林組合に対する出資は、一般的の出資より優遇されている。公益法人の場合、寄附財産について所得税の問題が出てくるが、この場合、法律により国税庁長官の承認を得れば免除されるが、この承認取得が現実にどの程度可能なのかまだよく分からぬ。登録免許税は、生産森林組合においては当然に優遇されるが、公益法人にこの制度はない。このように、生産森林組合は、設立においては、公益法人と比べて有利だといえるが、問題はその後にある。生産森林組合の場合には自営原則があるので、組合員の出役義務、分取造林、施業受託、林地貸付、などについてある程度の制約が出てくる。また、生産森林組合の任意事業として行なえるのは、食用きのこや環境绿化木の生産、森林を利用して行なう農業に限定される。公益法人の場合には、その規模なり

面子なりを汚さない限りにおいては、森林を利用するかどうかにあまり関わりなく、かなり自由に収益事業が許される。したがって、分取造林などに制約はなくなる。さらに、基本財産から得られる果実に対しては、税制上の優遇措置が採られている。これが生産森林組合の場合だと、法人税の対象となる。さらに、法人住民税の問題だが、ほとんどの公益法人において免除されている。要するに、税法上は、公益法人は生産森林組合と比べて有利ということだ。

(村岡) 現行法下での公益法人設立の可能性はどうか。

(松原) 非常に難しいと思う。私がこのような報告をしたのは、山田厚生会が実質部落有林をよく活用しているからだ。法律の中で制度が確立される場合、一定の前提がある。たとえば、地方道路公社法という法律にもとづいて各都道府県に公社が設置されている。土地開発公社も同様である。この法律制定以前には、各都道府県が独自に公益法人を設立して当該事業を実施してきたという前提が存在し、これが特殊な法律によって制度化されたものだ。そこで、森林経営を目的とする公益法人が次々に設立され、あるいはこれを必要とする声が上がってくれば、現在の入会林野近代化法も変えざるをえないという希望的観測を抱いている。

(山上) 財団法人など公益法人と、地方自治法上の地縁団体法人を比べてみた場合にどうだろうか。地縁団体法人の方が設立が容易だと思う。もちろん、この法人の場合、入会権者だけではなく、全住民が受益者となるという入会権理論とは合わない面があるという問題があるが。佐賀県において、この点の研究をしているが、人の出入りがほとんどないという地域においては、地縁団体法人を設立したらどうかという提案がある。山田厚生会は、そのようなケースのように見受けられるが。

(松原) 地縁団体法人について、自治省は入会林野とはなじまないという通達を出している。したがって、入会地をこの法人所有財産とすると、それは入会地ではなかったのだという解釈が出てくるおそれがある。そもそも、地縁団体法人制度を利用しようとする立場は、どこかに入会権は公権だという認識があるような気がする。私が提案している公益法人論は、私権論的発想だ。

③「受託者更迭」という登記原因

(馬場報告)

(向井) 馬場さんの報告によれば、伊福地区の入会地のうち、国有地払下を受けた部分につき、明治40年売買によって代表者Aが所有権を取得し、昭和4年に家督相続登記を経て、昭和52年に「受託者更迭」を原因としてBCへ移転登記されている。このうち昭和4年の家督相続人は、昭和52年段階では生存していたのか。

(馬場) 生存していた。伊福集落では、明治21年から財産管理など地区の事務に関する記録をノートにとっており、特定の財産が部落有であることは現地においては明確であった。Aおよびその家督相続人が部落代表者として登記名義人となっているという実体は、現地では周知の事実で、これを争う人はいなかった。

(向井) 愛媛県では、入会権者に世代交替があるても、とくに登記名義の変更をしておらず、「委任の終了」という登記原因をもって現世代の権利者の登記を実現することが難しい。佐賀県では、世代交替即登記変更という傾向があるのか。

(馬場) 世代交替による登記名義の変更が佐賀県でとくに一般的だということではない。このような登記手続きは、とくに太良町において、またその年代に集中している。同町における事情を調査してみると、この時期、登記名義をき

ちんと整理しておかなければならぬという意識が地元民に強かったように見受けられ、若い世代の名義へ変更されているケースが多い。

司会(堺) その際に町による指導があったのか。

(馬場) 登記官による指導があったようだ。

(向井) 愛媛県では、入会整備が実施しにくいケースにおいては、入会慣習を書面化して慣習の風化を防ぐという指導をしている程度だが。

(馬場) 私たちも、そのような場合には入会地であることを明確にしておかなければならぬと考え、地元入会権者に慣習を明文化するよう声をかけている。その書面は、公正証書が最良だと考え、報告でも述べた通り、その旨の指導をしている。

(稻田) 「受託者更迭」という登記原因の有利な点はどこにあるか。

(馬場) 伊福地区のケースのように、登記義務者となる代表名義人が1名の場合、容易に新代表者へ移転登記できるが、これが多数になると、これらの人々に登記義務の履行に協力してもらわなければならなくなり、困難さが出てくるだろう。すなわち、現在の登記名義人の人数によって左右されるように思われる。

(向井) 「受託者更迭」と「委任の終了」は違うのか。

(稻田) とくに申請手続きの違いについて知りたい。

(山上) このケースにおける「受託者更迭」という登記原因是、登記官出身の地元司法書士の提案だと聞いているが、とくにこの場合、私は「委任の終了」と同じ意味だと思う。

(馬場) 地元登記官に尋ねたら、この場合、正確には「委任の終了」を用いるべきで、「受託者更迭」は誤りだったろうとの説明を受けた。本来、「受託者更迭」は、信託の終了の際に用いられる登記原因だが、いかなる経緯で「受託者更

迭」が使われたかよく分からぬ。

(江渕) 「受託者更迭」は、馬場さんが説明された通り、信託財産の登記（信託登記）に関する登記原因だ。したがって、「受託者更迭」の登記手続きを踏むにあたっては、信託登記がなされていることが前提となる。たとえば、A所有の財産をAに代わってBが管理する必要がある場合、AB間で信託契約を結ぶという方法がある。この契約によって、当該財産は、法律上、Aから受託者Bに移転する。このような財産管理を目的とした信託をとくに管理信託ということがある。この場合、Bは信託財産を自己所有物として、Aとの信託契約の目的にしたがって管理することとなる。これが不動産であれば、AからBへ当該財産に関して所有権移転登記がなされることとなるが、その際の登記原因是、「信託」となる。これが信託登記である。「受託者更迭」は、受託者がBからCへ交替する場合の登記原因である。一方、入会集団など法人でない団体が所有する財産については、その団体名で所有権登記をする方法がないので、代表者の個人名義で登記するなどの手続きをとる以外にない。そして、この代表者が交替する場合、旧代表者から新代表者への移転登記が可能だが、その登記原因が「委任の終了」である。ところで、法人でない団体の財産が代表者などの個人名義となっている事態を法律的に説明するために、判例は、「当該個人は信託的にその団体資産の登記を取得した」と表現することがある。入会地に関する所有権登記の実務において、「受託者更迭」という登記原因が用いられたのは、このあたりの事情にもとづくのかもしれない。しかし、注意すべきは、多くの判例は、団体と登記名義人の関係が「信託的」だと言っているだけであって、両者の間に信託行為そのものがあつたと判断しているわけではない。一般に、入会地など法人でない団体の財産について、一

部の構成員の個人名義とされる場合、団体と登記名義人の間で明確に信託契約が取り交わされ、その名義人が実体的に所有権者となることはほとんどない。関係者は、集団名で登記できないから代表者を定めて便宜的にその者の名で登記するという意識しか有しないのが普通である。したがって、通常は、団体財産について代表者を受託者とする信託登記などは行なわれない。つまり、登記名義人は、ここでいう「受託者」とはいえない。のために、信託財産に関する「受託者更迭」という登記原因是、この場合には不適当だということになる。問題は、伊福地区の入会地の事例だが、「受託者更迭」登記がなされた昭和52年以前の41年に、すでに法務省民事局長から、法人でない団体の代表者交替の際の登記原因是「委任の終了」となるという通達が発せられているので、やはり、この場合も「受託者更迭」ではなく、「委任の終了」という登記原因を用いるべきであったと思う。

(中尾) 「受託者更迭」という登記原因是、入会地の登記においては考えられないだろう。というのは、入会地の地盤所有権登記が代表者名義となっていてもそれは信託登記ではないというのが判例の趣旨だ。

(岡森) それならばこのケースでは、登記原因を「委任の終了」に訂正するという方法をとればよかったです。その後、あえて入会整備した経緯について聞きたい。

(馬場) 昭和52年に「受託者更迭」によって、比較的若く兄弟の少ない人を登記名義人とすることができたが、部落有財産を個人名義とせざるをえない点について、地元住民が不安を有していた。後に、当地に入会林野特別対策が実施され、これによって林道や集会所などの設備を設けることが可能となつたこともある。入会整備を実施したという実情があるようだ。確かに、伊福地区的ケースにおいては、昭和52年時

の代表者名義のまま、入会慣習を公正証書で書面化するなどの方法で済んだと評価すべきかもしれない。

司会(堺) 「委任の終了」を利用した実例を聞きたい。

(大鶴) 昨年紹介した事例は、入会権者47名記名共有名義であった入会地に関するものだ。当該入会集団において、権利者が死亡した場合、その相続人が集団との間で紛争となることを恐れて、代表者6名を選出して登記上の共有持分を集中した。その際の登記原因として「委任の終了」を用いている。この事例においては、入会権者と共有名義人がすべて一致しており、47名全員の合意によってこのような移転登記をすることができた。

(中尾) この事例とは逆に、沖縄県において、4名から50名に変更されたケースがある。この場合には、「真正な登記名義の回復」という登記原因が用いられている。

司会(堺) 「委任の終了」の登記手続はどのようなものか。とくに煩雑な点はあるか。

(江渕) 登記申請に必要な書面は、贈与や売買などの売買とほとんど同じだ。具体的にいえば、①申請書、②申請書副本、③登記済証、④登記義務者の印鑑証明、⑤登記権利者の住所証明がそれである。贈与・売買と異なるところは、「委任の終了」の場合、登記原因証書がつねに存在しないので、これにかえて②申請書副本を添付するという部分だけだ。ここで、「登記義務者」とはこれまでの登記名義人、「登記権利者」とは新しく登記名義となる者で、大鶴さんの挙げられた事例によれば、記名共有名義人47名が登記義務者、新たに代表者として選出された6名が登記権利者となる。この例では、47名の名義人全員が地域内に現住する入会権者であったから問題はなかったが、もし転出者の相続人など事情を知らない部外者が共有名義を有して

いた場合、この者に登記申請書等への署名や印鑑証明の提出などの協力を求めなければならない。馬場さんからの、多数人からの移転登記においては困難さがあるという指摘は、このあたりの問題だ。

(馬場) 入会整備を実施すれば、その場合、部外者から、当該土地が入会地であり自己に権利がないことを確認するという「確認書」の提出を受けるだけですみ、登記手続上の協力を求める必要がなくなる。

(中尾) 「確認書」ですむというのは、入会整備による登記が知事の嘱託によるという制度から派生することがあって、入会整備は登記をどうこうするのが本来の目的ではなく、あくまで、林野の高度利用を促進するのが目的だ。たとえば、佐賀県に、わずか10haの入会地に30名の入会権者が存在するという例があり、登記を整理することになったが、この面積では高度利用促進という面でメリットが少ないので、入会整備によらず、「委任の終了」によって処理された。このような考え方方が適切なのであって、入会整備と「委任の終了」による処理を対比して、容易な方法で登記を整理するという考え方には問題があろう。

司会(岸) 登記の整理の方法として、「委任の終了」がこの研究会で何度も取り上げられてきたが、再度、その意義や有効である部分について聞きたい。

(江渕) この登記原因は、法人でない団体がその不動産資産(入会地もこれに含まれる)を団体名義で登記できないという登記実務上の制約にともなって考案された。前述のように、このような団体資産の登記は、構成員の共有登記や代表者の個人登記とせざるをえないが、旧代表者から新代表者への移転登記、構成員から単独(または少数)代表者への移転登記、あるいはその逆の場合など、いずれの場合も、登記原因を

贈与や売買とするのは実体に合わない。なぜなら、このような共有登記や個人名義の登記は便宜的なものにすぎず、登記義務者と登記権利者の間で、贈与や売買という法律行為が行なわれた事実がないからである(だから登記原因証書がつねに存在しないと解されている)。そこで、なるべく実体にあった登記原因の必要性を感じられ、法務省民事局において「委任の終了」という用語が考案されて普及した。いったい誰が誰に何を委任するのかは、同局において明らかにされていないが、私はこの点について次のように考えている。

- ① 委任者=団体(構成員ではない)
- ② 受任者=登記名義人
- ③ 委任事項=受任者による委任者の代表機関としての便宜的な登記名義取得

ここで、A団体の代表者(登記名義人)Bが辞任し新たにCが代表者として選任され、登記名義人がBからCへと交替する場合、BからCへ「委任の終了」を登記原因として移転登記されることとなる(Bがこれを拒絶してもCは移転登記請求することができる)。先ほど、この移転登記にあたって必要となる書面を説明したが、これらはすべて、BCによって作成されるもので、この他に新代表者選出に関するA団体の決議書などは必要ない。Aは法人ではないので不動産登記申請の場に顔を出すことはできないからである(したがって、委任者たる団体による「委任」という登記原因是考えられない)。今、単独の代表者による場合を例にあげたが、これが複数となっても(さらにこれが構成員の人数にまで増えて)同様である。したがって、構成員の記名共有登記を単独(または少数)の代表者名義にする場合も、その逆の場合も、登記原因はすべて「委任の終了」となると解するのが最も理論的である。さて、この登記原因の有効性

は、新代表者として登記名義人となったCが死亡した場合、Cの相続人が当該不動産について相続登記申請しても受理されないとされていることである。これは、民事局長回答などのような通達によるのではなく、登記専門誌上の、読者からの質疑に対する応答の欄に掲載されているものだが(『登記研究』459号98頁)、その応答は民事局から出ているようなので、上記取り扱いは、正式な通達に準じたものとして理解してよいだろう。入会が入会地の地盤所有権登記に影響を受けないという原則があるので、上記Cの相続人が相続登記をしたとしても、入会集団は法律上これを争うことができるが、本来、このような相続登記が不可能だということとなれば、紛争そのものを回避できる可能性が出てくる。「委任の終了」が重視されているのは、このような機能に対する期待である。

(岡森) 「委任の終了」という登記原因をもって登記を整理する方法は、入会整備の中で利用すべきものではなく、あくまで、入会整備とは切り離して考えるべきだ。

(馬場) 私も、林野担当となって、入会整備は積極的に進めるべきものだという固定観念を有していたが、林野に関する自治体の指導として、入会整備ばかりではなく、「委任の終了」という方法も考えておくべきだと思う。

(中尾) 入会整備を登記名義変更の目的のために利用したり、「委任の終了」という登記原因に期待が持たれるのは、入会集団名義で登記できないことが理由の一つである。それは、入会集団が法人ではないからだが、中には、まれに区や大字名義で(表示登記ではなく権利登記として)土地所有権登記がされている場合がある。佐賀県鳥栖市にその例がある。入会権は、登記できる権利を定めた不動産登記法1条に記載がないので、登記できないが、入会地の地盤所有権登記は入会権者の記名共有名義や団体代表者

の個人名義でできる。私は、区等の名義である入会地の所有権登記を認める制度を設けるべきだと思う。本来、法人でない団体に不動産登記能力が認められていないのは、登記申請人としての団体の存在を公証する制度がなく、これを認めた場合に虚無団体名義による登記を防止できないし、そもそもが登記申請書添付書面としての印鑑証明書が存在しないから手続上申請を認めるのは無理だというのが法務省の見解のようである。しかし、入会地・入会集団の存在は、その地域においては明確であるから、地縁団体法人におけるような市町村長による公証という方法を設けて、区や大字等の名義で登記する道を開くべきである。そうすれば、入会整備を登記名義問題のために実施するなどという必要はなく、入会権という登記に影響を受けない強力な権利を保存したまま、この問題を解決できるだろう。韓国では、法人でない団体に登記能力を認めており、わが国でも前述のような制度の新設は不可能とはいえないだろう。本来、入会地が入会集団名で所有権登記できないため、次のような問題が生じている。すなわち、表示登記所有者欄にA区あるいは大字Aと表示されている未登記の入会地を集団が売却する場合、このAを財産区と擬制して保存登記し市町村長を管理者として買主に移転登記するというテクニックがとられることがある。ところがこれが原因で、表示登記所有者欄にこのような名称が記載されている土地は公有財産であるという誤解が生じ、行政と入会権者の間で紛争となることがある。福岡県北九州市や大阪府において、この問題が頻発している。これは、表示登記所有者欄に区等の名称が表示されているのに区等による保存登記を認めず、やむをえず財産区と擬制したところにつけこんで財産を公有に収奪する強盗的な行為と評価されても致し方がない。このような問題を解決するた

めにも、区等の名義による入会地の所有権登記制度を設けるべきだ。そこで、区等の名義で権利登記が行なわれている実例があったら聞きたいたい。

(西森) すでに入会整備が完了した地域においてその例がある。幡多郡西土佐村に奥屋内という部落があるが、その入会地について「奥屋内」名義で登記されていた。整備過程で、「奥屋内」からもと入会権者である住民数十名に移転登記された。

(矢野) 権利登記のケースではないが、松山市所在の溜池の表示登記所有者欄に地元大字名が表示されていた事例がある。ここに国道敷設が計画されたところ、松山市はこの溜池を市の財産として建設省に売り渡している。もっとも、市はその半分を地元に支払っている。強盗の論理も半分というわけだ。このような事態となつたのは、市の担当者の不認識が原因といわざるをえないが、もし、区や大字の名義で所有権登記を認めて、行政担当者が正確な入会の知識を有しないと、「強盗」を防ぐ手段とはならず、かえって危険性があるのではないか。むしろ、別の手段を考えた方がよいのではないか。

(中尾) どんなによい手段を講じていても、行政が無茶なことをやろうと思えば大抵のことはできてしまう。たとえば、愛媛県内の入会地について争われた事例において、係争地が入会集団たる部落の財産ではなく、昭和21年政令15号（戦時体制下における「町内会・部落会」の解散命令）にいう「部落会」の財産であると判断した最高裁判決が2例ある。その判旨は、当該「部落会」の解散によってその財産は市町村にひきつがれた、というものである。最高裁がこのような判断に陥った背景には、県や市町村によるそのような対応が存在するのだ。結局は、行政による不認識を改めることが重要となる。財産区とは何かということを明確にして行

政の正確な認識を促せば、区等の所有権登記名義による入会地が公有財産として扱われるという危険性は回避されるだろう。

(矢野) 入会に関心がある者は、いわゆるボツダム政令における「部落会」と入会集団としての部落が異なることを知っている。しかし、行政担当者すべてがそうでない現状がある。そのために、多くの入会地がボツダム政令の誤解によって処分されてしまった。このような現状の下では、やはり危険性は残るだろう。

(中尾) そのような処分を受けた土地は、区等の名義による表示のものだけか。北九州市では、共有と表題部に表示された土地まで財産区有財産の扱いを受けている。

(矢野) 大字名義による表示だ。

④ 入会権を誤解した判決によって入会権は消滅するか (野村報告)

(吉村) 生田谷の事例において、入会権の消滅後は、所有権者はもとの登記名義人にもどるのか、または判決当時の「地権者」となるのか、あるいは当時の入会権者なのか。判決後の登記関係において色々問題になっているので、登記をきちんととしておけば、その後の問題については解決が可能だろう。その登記の段階でどのような形になるのか伺いたい。

(野村) 入会権が消滅したという広島高裁判決に従うとしても、共有権者は、入会権消滅直前の入会権者と解釈すべきだ。共有入会権の場合、離村失権や村入りによる権利取得により、権利者（入会権者）が流動的である部分があるが、入会権が消滅するとその時点で権利者（共有権者）が確定する。それまでの入会地の登記名義によって決まるということではない。生田谷の事例の場合、入会権を主張した住民は敗訴したから自分たちには何の権利もないのだと認識するようになっている。法律的にみれば、少

なくともかつての共有入会権者として、今は共有権を有するという主張が可能なのだが、現在、係争地は共有名義人45名だけの所有財産として扱われている。この状態をあえて解釈すれば、共有名義を有しない入会権者がいったんは共有権者となつたが離村失権者ら登記名義を残している者らに権利放棄したことになる。ただ、そこには敗訴したからすべてを失ったという誤解があるので、やはり法律問題は残るだろう。

(吉村) 鳥取県においても、入会慣習がかなり崩れているので、そのような事例が今後生ずる可能性がある。その場合、行政はどのように指導するかが問題だ。担当者には明確な知識が必要となる。

(矢野) 生田谷の事例の場合、本来、入会慣習が明確で、離村失権の原則もはっきりしていたが、三原市による公園用地としての買収の際の措置に問題があり、結局は、裁判に負けてこのような結果となつた。このような沿革を眺めれば、かつては入会地の管理が地元入会集団によって明確に行なわれていたにも関わらず、行政と裁判所がよってたかって入会権を解体に向かわせようとしたということが分かる。ある入会地が共有名義人だけの財産であって非名義人は何ら権利を有しないとか、地役入会権しか有しないといった誤った権利意識は、少し調査すればどこにでもある。この事例においては、解釈論としては、共有入会権は消滅していないという見解を維持すべきではないか。さらに、その土地が共有入会地であることを明確にするための今後の方策として、どのような手段が考えられるか。入会権確認訴訟の提起、入会権消滅という判決が言い渡された。そもそも入会権確認訴訟においては、全入会権者が訴訟に参加しなければならないという「固有必要的共同訴訟論」が持ち出されてくるから、たとえば、S開発

が共有名義人のみに賃料を支払っている問題を指摘して、非名義人も賃料の配分を受ける権利があるという訴訟を提起して、係争地の入会地としての性格を事実上明確にするという方法が考えられないか。

(野村) 報告の中では、判決に対する批判をしなかったが、この判決が挙げている入会権消滅の理由（①集団による統制力の極端な低下、②使用収益という事実不存在、③三分の一以上の者による解体消滅の主張）について問題がある。判決は、①生田谷部落の係争地に対する統制力が極端に低下したとする。たとえば、持分譲渡が完全に自由に行なわれ、規約で定められていた制限が守られていない場合、入会集団による統制力が失われたとみるべきである。しかし、生田谷の場合、S開発が持分を取得するにあたって部落が抗議しているし、提訴以前は、賃料は生田谷部落に支払われており、共益費として支出された残りは部落から入会権者50名分配されていた。このような点から、統制がなくなったとはみることができない。また、②共有入会権の場合、入会集団自身が所有者だから使用収益しようがしまいが自由であるし、集団が部外者に土地を貸し付ける形態（契約利用形態）は入会利用の一形態だというのが通説である。③入会権の消滅が集団の決議によって行なわれるためには全員の合意が必要となるので、三分の一以上の者が入会権の解体消滅を主張したからといって入会権が消滅するわけではない。このように、同判決は不当だといわざるをえないでの控訴すべきだが、入会権者としてはこれ以上争う気持ちがないのが実情だ。賃料の問題については、賃貸借は、入会地に関するS開発と入会権者50名との契約であり、当然に登記名義の有無に関わらず入会権者が賃料を受け取る資格を有する。しかし、訴訟の上でその資格の確認を売ることは、上記判決を持ち出され

ると困難かもしれない。なお、S開発が離村者から共有持分登記を取得しているが、この離村者は失権しているから、S開発による持分登記は実体がないというべきである。ただ前述のように、入会権者が裁判で争う気力を失っているから、どうにもならない。

司会(堺) 実際には入会権者なのに、諸般の事情で権利を有しないと思い込まされているという例は他にもあるだろう。このような例を解決するよい方法がないだろうか。

(中尾) 入会権不存在判決によって入会権が消滅するかという質問を受けたことがある。たとえば、債権確認判決によって当該債権が確定するし、離婚判決によって夫婦関係が解消する。しかし、現に存在している入会権が認識を欠いた入会権不存在判決によって消滅することはない。もちろん、慣習がまったく現存しない現状をみて入会権は消滅したと判断することは可能だが、慣習が残る地域においては、そのような判断は成り立たないはずだ。三分の一の住民が入会権は解体消滅したと主張しても、その数の住民がそのように考えるに到る過程のどの時点で入会権が消滅したのか。およそ、入会権が慣習の暫時的な弛緩によって消滅した場合、その消滅時期を定めることは専門家であっても難しいのである。現在、三分の一の住民が入会権の解体消滅を主張しているから入会権がすでに消滅したとするのは、どう考えてもおかしい(過半数というのならまだわからないではないが)。広島県比婆郡所在の入会地に関する訴訟において(この入会地の場合は生田谷と比べてはるかに慣習が解体していた)、昭和60年5月に入会権が解体したとする第一審判決が言い渡されているが、控訴審では訴訟取下となったので、入会権の存否は明らかになっていないと解される。すなわち、そのような意味における入会権の存否は、多分に裁判実務上の問題であって、

本質的な問題ではない。しかし、生田谷のケースのように、入会権者が敗訴に意気消沈して管理の意欲を失えば、それがきっかけで入会権が解体に向かうという結果にならざるをえないものである。たとえば、岩手県における小繫事件では、昭和14年と26年の判決で入会権消滅が公示された後、地元住民が入会稼ぎを継続したところ窃盗罪で起訴された。しかし、住民にはその権利ありとして無罪となっている。このように、入会権の存否は、慣習やそれに従った使用収益の存在によって決定するのである。なお、今年の6月に入会地に関する判決が言い渡されているが、これは、山林が荒れ放題で入会利用が行なわれておらず、ただ固定資産税や出不足金の負担だけ住民に強いているに留まっているので入会権が消滅したとする。しかし、事実上、権利行使していないというだけで義務をはたしているのであれば、その者が入会権を有するのは当然である。一般に裁判官も弁護士も入会権をよく知らないので、おかしな判決が言い渡されることがあるという事実を認識しておいた方がいいだろう。

(白坂) 離村者が相次ぎ入会地があまり活用されていないという地域も多いが、そのような地域においては、どういう基準が満たされれば入会権が消滅したというべきか。

(西森) 結局は、慣習が完全に無くなかったかどうかという点を基準として考える他はない。

司会(堺) そのようなケースの具体例を知りたい。

(溝口) 岡山県での調査によれば、集団自身が慣習の消滅を自覚している例がかなりみられた。

司会(堺) 「慣習の消滅」という事実の決め手になるものは何か。

(溝口) 集団による入会の自覚の欠如だと思う。

(野村) 入会権を自覚しておらず紛争が生じて初めてこれを意識した、という例は多いのではないか。生田谷においても、S開発が共有持分登記の買収を始めて危機感を持ち、広島大学の教員へ質問に行ったという経緯がある。それから入会権確認訴訟に踏み切っている。一般に、入会について知らないために、入会に反するような事実を積み重ねていくことがあるようと思う。入会権消滅の決め手は、やはり全員の合意だ。これが積極的に入会権者によって決議される場合には明確に認められる。一方で、入会慣習に反するような事実が積み重ねられていって、そのうち、誰もそれを怪しいと思わなくなってしまった場合、消極的に総意があったとみることができよう。

(赤阪) 入会利用の慣習が無くなってしまっても入会権は消滅しないし、離村が相次ぐ場合、入会権者が転出によって皆無となるまで入会権は消滅するという話をコンサルタントから聞いた。

(中尾) 入会の自覚という議論があったが、一般に入会地ではなく、村山、共有山などのことばが使われるのが普通で、この部落には入会地があるかと尋ねると否定されることがある。その意味で、「入会の自覚」という点に注意を要する。また、慣習の消滅という議論があったが、およそ集落があれば必ず入会慣習が存在する。

それでも、転出者の取り扱いなどの慣習について尋ねると、それもないという答えが帰ってくることもある。これは、転出者がないか、もしくは転出者に権利を認めたことがない場合である。ところで、生田谷のケースのように、登記の魔術によって、転出失権の慣習が乱されることがある。すなわち、登記名義を有する者だけが権利者だという認識の発生によって旧来の慣習が否定されるのである。この場合、多分に行政によるそのような認識が地元に影響を与える傾向にある。転出失権は入会権の最大の原則で

あり、たとえば入会地の取得に寄与した特定の入会権者に限っては転出後にも権利を認めるなどの例外的な慣習はありうるが、原則として、離村した者に登記名義が残っていてもそこには一切の権利がない。したがって、転出してもついに失権しないという現象が出てきたら、すでにそれは入会権ではないということになる。

(向井) どの程度の地区まで転出したら失権するのか。

(野村) 一定の距離・時間だという確定的な決め方はできない。原則的な言い方をすると、その転出が実質的に入会集団からの離脱を意味するかどうか、言い換えれば、集団の一員としての義務を果たせなくなったかどうかという点が目安となる。もっとも、当該入会地の利用形態によって義務を果たせなくなったとする見方が変わってくる。古典的な利用形態であれば、部落の中に住んでいないと義務の履行が難しいが、契約利用形態であれば、必ずしもそうはないかもしれない。また、部落内に財産を残さずに転出したかどうかも目安になるだろう。家屋敷、田畠、墓などの財産を残している場合、帰村する可能性があるからだ。ここに、今日の離村失権のとらえかたに難しい問題が出てきている。

(中尾) 沖縄の入会地に関する判決の中に、財産の処分にあたっては転出者の意見を聞くべきだとしたものがある。本来、転出失権とは、転出者にまったく権利を認めてはならないということでもない。ただ、整備計画書に慣習を明らかにする必要があるが、そこに転出失権をうたいながら、一方で例外的に転出者の権利を認めたりすると、理論的に破綻しかねない。そこで、原則が転出失権でありながら、例外があるならば、その例外を認めた根拠を明確にしておかなければならない。

司会(堺) 入会利用の実体が無くなってしまっても入会

権は存在するという理論は、共有入会権にのみあてはまるのではないか。

(中尾) その「実体」とは何か。そのように考えると、山入りしないと入会権は消滅するという議論につながりかねない。

司会(堺) 判断に迷うような、基準のボーダーライン上にある入会林野が多く残っていると思われる。その意味で、生田谷のケースは決してよその出来事ではない。

⑤ 入会整備に関する諸問題

(1) 農地の入会整備

(藤野) 市来町の入会整備計画の中に田畠が含まれているが、これは個人分割の予定か。

(橋口) そうだ。

司会(堺) 林野の方はどういう予定か。

(橋口) 同じく個人分割予定だ。

司会(堺) 先ほど、中津浜さんから加世田の事例が紹介され、農地法絡みで難しい問題があるといわれていたが、門割地としての田畠の整備においては、農地法あるいは田畠であるがゆえの困難さはないか。

(橋口) 町域を4区に分けて整備しているが、個人分割するのが難しい地区もある。そのような地区は残して、分割が容易なところから整備を実施している。

(三窪) 鹿児島県から補足したい。市来町の場合、多分に虫喰的な整備となっているが、残された地区的整備が課題だ。整備し残っている地区があるのは、地元の同意が得られなかったということが原因となっている場合がある。たとえば鹿児島市在住の農家が対象農地で通勤耕作をしているという例もあり、その場合、農地法上の売買許可が難しいので耕作者が登記を得にくく、そのために整備の同意が得られないという面がある。

(中尾) 対象となっている土地は、一般にどの

ような登記名義か。転出者が名義を有しているケースがあるか。

(橋口) 3名から6名程度の代表者名義だ。いずれも古い時代のものだ。すでに死亡した転出者の名義が残っている例もある。

(中尾) その例については、どのような対応をとっているか。

(橋口) 相続人から確認をとろうとしているが、とれない場合には、整備計画を中断して残している。

司会(堺) 熊本県では農地の整備をした経験はないか。

(林田) ない。地目が畠となっている土地を整備したことはあるが、現況は山林であった。

(湯浅) 最近担当し始めたので不確かだが、大分県では田や畠がある場合には、整備計画からはずしていると聞いたことがある。

(2) 生産森林組合の経営問題

(加茂) 我々の組合は、数百万円の累積赤字のもとに経営しているが、他の組合の状況はどうか。

(橋口) 市来町内において設立された生産森林組合も、木材価格が低いため、除間伐作業をしても伐採木の搬出経費にも満たないという現状がある。このような中で、木炭生産からの収入、あるいは空港の駐車場用地化による農林業外の収入を得ている地域がある。

(湯浅) 大分県でも大半の生産森林組合の経営が悪化している。今年度、九重町や佐伯市において生産森林組合が設立されたが、多分、整備が容易だった点があり、今後の経営に厳しい面があると思う。個人分割予定の地域もあるが、分割に困難があり、整備過程においてはむしろ生産森林組合方式の方が容易かもしれない。従事割配当まではできないが比較的業績がよいという組合が数件あるが、もともと山林基盤のよい地域だ。とりわけ、平成3年の台風で優良な

山林が相当被害を受け、益々事情が悪化している。

司会(堺) 佐賀県鳥栖市の生産森林組合は、前向きの経営に取り組んでいるようだが。

(大野) 我々は、長期的な展望で経営を進めるべきだと考えてきた。主要な財産は50年生の桧林で、択伐方式をもって長期計画を立てていた。しかし、やはりこの前の台風で深刻な被害を受け、その他、28年生、32年生、36年生も半分ほどが被害を受けた。

今後、いかにして立直っていくか、また、いかに森林によって水資源を確保していくか、いかに山村の過疎化に対応するか、様々に研究を重ねている。木を1本伐れば2本植えるという目標をもって植林に取り組む姿勢が重要だ。それとともに、36年生の木をいま伐採すればいくらになるか、間伐を重ねつつ60年生まで育てた場合の皆伐金額はどのくらいか、現在実行している方式で択伐を続けていたら最後にはいくらになるか、といった計算が必要だ。択伐方式を採用した方が材積も大きく価格が高くなる。択伐すれば、次々に植林することによって、つねに価値の高い山林を維持することができる。また、この次は無節材種を植えるべきだと考えている。とにかく、工夫に工夫を重ねて、工場で働いて得られる収入に引けをとらないような収益が山林で得られるようにしなければ、山林は荒廃する。そのような姿勢での取り組みが必要だ。

(加茂) 山田厚生会が黒字経営であることについて、我々に見習う点があれば聞きたい。

(松原) 山田厚生会は、昭和25年以降、松の天然林300haという優良な財産を有してきた。それを処分した収益が当時5000万円ほどあり、投資による利益も大きかった。また萩市内で学生寮を運営していたが、下宿生が減ったので近年はこれを一般の借家として貸し付けている。森林経営の方も熱心で、伐採跡地のうち230ha

を林業公社の方に出している。直営にも熱心で、110haのうち6割以上が植林を完了している。

直営地の方は一番大きいのは8令級、最多は5、6令級となっている。最近は、植林面積は減ってきているものの、意欲はいまなお高いといえる。

このような植林意欲の高さは、山田厚生会だけではなく、この地域・5部落の伝統であり、昭和35年に生産森林組合を設立して萩市に地上権を設定し市有林としている。現在はまだ伐採できる山林が少ない。そのため、山林収入が少なく年間100万円程度だが、利息収入が350万円ほどある。支出は年間900万円にのぼり、このうち500万円ほどは収入で賄える。あとは既存の運用財産3000万円をとりくずしながら何とかやっていくこととなるが、その後、伐期が到来した山林から収益が入るだろうという見通しだ。結局、山田厚生会も特段の奇策を有しているわけではない。やはり、主要な財産は山林だ。学生寮運営のため萩市内に土地を有していたところが財政的に苦しい時期にここからの収入で潤ったという事情があるが、これとて当初は公益目的でとくに投資を目的としたものではなかった。結局は、山林経営に力を入れるしかない。

(加茂) 私は、10年前に生産森林組合の組合長に就任したが、ここ10年で状況が様変わりした。10年前は山林管理作業への参加を求める多数の参加者を得ることができたが、現在は、時代が多忙となったのか、参加者が少なくて困っている。組合員が喜んで管理に参加できるような名案がないものだろうか。また、我々の地域はほぼ全員が農家だが、後継者不足と高齢化のため、組合脱退の希望者が多くなっている。役員会や総会でこの問題を相談したが、組合員には脱退の自由があるとはいえ、部落内居住者が脱退すると地域の和を保つのに支障があるからという理由で、扱いを保留してい

る状態だ。

(馬場) 佐賀県鹿島農林事務所管内の生産森林組合においても、従事義務が果たせなくなつて脱退を希望する者が生じている。これに対して、組合役員はやむをえないと考えているようだ。ひとつには、脱退者といえど引き続き集落内で生活するので不便さは感じられないという理由がある。130名ほどの大きな組合になると脱退者が多くなり、また都市近郊の組合になると農林業に依存する割合が減少するせいか、山林に関する関心が低くなり脱退者が多いという傾向がある。このような状況を危惧して相談に訪れる組合役員もいるが、行政としては、脱退者への対応は定款に従うようにと指導する以外はない。ただ、組合の維持も図らねばならず、脱退の自由と組合運営の円滑という面で板ばさみの状態といわなければならない。

(山上) この研究会においても、また入会林野コンサルタント会議の場においても、幾度となく討論されてきた課題だが、入会林野近代化法以来、行政指導により、産めよ増やせよと生産森林組合設立を促してきた。しかし、設立後の組合運営についての行政指導はまったくやっていないに等しい。現在の役員は、経営難から組合をもてあましているというのが実情だ。だから、生産森林組合に精神を注入し、その存在価値をはっきりあらわすような制度を設ける必要がある。私の地元の組合は面積70ha、組合員数23名だが、他の地域から視察の希望があるほど、山づくりについては熱心にやっているつもりだ。しかし、道路をつくって伐採しても、果たして木材が高く売れるのだろうかという不安がつねにつきまとっている。もとより、道路整備は理想の半分しか済んでいない。そのような基盤整備を十分にやっておかなければならぬのは目に見えている。このような点について、もう少し、行政的に援助してもらいたい。生産森林組合の林道については難しい面もあるが、作業道・作業路という部分については、一般の森林所有者とは異なったメリットを作り出していくかないと、今後の生産森林組合は消滅の過程をたどることとなろう。

(大野) 山林内に1haあたり200mから300mほどの道路整備をしないと、まず山林労働力の確保からして難しい。

(山上) 橋口さんの報告された、入会整備による防災意識向上という点について聞きたい。

(橋口) 入会地に関する入会権者の所有権意識が薄い場合がある。そのような場合、入会地が荒廃しがちであるが、行政がその管理を促しても、反応が消極的だ。もし、入会整備によって所有権意識が高まるなら、所有者としての管理意欲が高まり、防災上好ましい状況が生まれるだろう。その場合、さらに管理を促進させるための行政的援助制度があればなおよい。

(山上) 生産森林組合が土地を処分した場合、売却益に対する課税が問題となる。昨年、大分県日田郡所在の生産森林組合と我々佐賀県の生産森林組合の間で、経営問題の討議を目的とした交流会をもった。そこでは、税務当局の従事割配当に対する見解、および立木を固定資産とみるか棚卸資産とみるかといった見解の違いについて話し合いがあった。今回のシンポジウムでは、このような問題点についての討議がなかったので、今後、これらも含めて課題を設けるべきだろう。

西日本入会林野研究会第19回大会は、平成6年10月25日～27日に鹿児島県指宿市で、145人の参加をえて開催された。地元鹿児島県の農林事務所、市町村、生産森林組合等からも多数の参加があり、盛会な大会であった。

26日のシンポジウムでは、鹿児島県林務水産

< 大会 記事 >

部の内山研史次長、林野庁森林組合課の牧山幸司補佐には、ご多忙中にもかかわらずご出席頂き、ご挨拶をいただいた。

27日は午前中、開聞町の松原田入会整備地区の現地視察を行い、途中知覧町の武家屋敷群・特攻基地跡も見学し、無事日程を終えた。

< 総会 報告 >

5月25日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第19回大会の予報について」の文書発送

7月18日 「西日本入会林野研究会会報第18号」の発送

8月15日 「西日本入会林野研究会第19回大会」の案内状の発送

8月15日 「会員の確認及び会費の徴収について」の依頼状の発送

8月15日 「運営委員会の開催」「幹事会の開催」の案内状の発送

2) 会計報告
(別紙の通り)

2. 審議事項

1) 次回開催地について
次回の第20回大会の開催地については、第6回大会を開催した愛媛県内で開催していただきたいとの提案に対して、愛媛県の担当者から内諾をいただける発言があり、愛媛県内で開催することが了承された。

2) 役員の選考について
新役員については、以下の方々が選出された。

西日本入会林野研究会の総会は、10月26日のシンポジウム終了後に開催され、吉村俱美氏(鳥取県倉吉地方農林振興局)の議長のもとで進められた。会務報告(平成5年9月～6年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地、役員の選考について審議され、以下の通り決定された。

1. 会務報告

(第19期、平成5年9月～6年8月)

1) 活動日誌

(平成5年)

10月4日～6日

西日本入会林野研究会第18回大会開催
(鳥取県米子市皆生温泉)

(平成6年)

3月24日 東日本入会林野研究会会報第14号受領

3月26日 中日本入会林野研究会会報第14号受領

5月19日 鹿児島県入会担当者と第19回大会の打ち合わせ

(鹿児島市)

5月25日 東・中日本入会林野研究会会報第14号を運営委員に発送

① 市町村関係

大鶴 進吾 (福岡市森林公社)

酒井 利幸 (大分県九重町役場)

石田 敬司 (愛媛県別子山村経済課)

八木 達範 (鹿児島県大隅町経済課)

大林 賢二 (広島県黒瀬町産業振興課)

② 県関係

松島 義朗 (鳥取県林務課)

向井 忠彦 (愛媛県森林林業課)

村岡 慎也 (宮崎県林業経済課)

福川 哲 (鹿児島県林業振興課)

平川 昇 (佐賀県林務課)

③ 大学関係

野村 泰弘 (徳山大学経済学部)

矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)

中尾 英俊 (西南学院大学法学部)

岡森 昭則 (九州大学農学部) · 代表委員

西森 正信 (高知県入会コンサルタント)

④ 監事

松原 功 (山口県入会コンサルタント)

西森 正信 (高知県入会コンサルタント)

西日本入会林野研究会第19期会計報告

(自 平成5年9月1日 至 平成6年8月31日)

項 目	前 期	今 期	摘要
1. 前期繰り越し	151,489	203,063	
2. 会 費	198,500	165,500	331人
3. 大会参加費	388,000	456,000	114人
4. 会報売上	2,000	1,500	
5. 利 息	1,181	868	
収入合計	741,170	826,931	
1. 会報費	243,900	258,750	
2. 会場係旅費	86,160	127,240	
3. 連絡旅費	33,240	34,840	鹿児島県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	61,080	105,740	
7. 通 信 費	22,727	26,408	
8. 謝 金	41,000	39,000	
9. 事務局費	50,000	30,710	
支出合計	538,107	622,688	
次期繰り越し	203,063	204,243	

平成6年10月26日

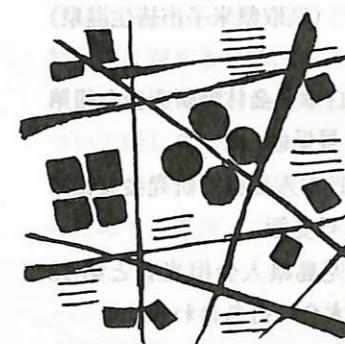
西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊

会計監査報告

第19期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原功

同 西森正信



西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英雄 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梼原町) 山里 祥(鳥取県) 斎藤政夫(島根大学)
シンポジウムの司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 熱(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斎藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み >

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイツ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分取林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村 共有組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産 森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学) 中尾英俊 (西南学院大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下 組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武彦(西南大学)
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分取林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣習と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分取林 V 法人税への対処	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15~17日	1986年9月10~12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森林組合) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸 (高知県) 篠原武夫 (琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森林組合) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉 (島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県檍原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正経 (九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則 (九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

第13回	第14回	第15回	第16回
1987年9月9~11日	1989年8月30~9月1日	1990年9月26~28日	1991年9月18~20日
福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院ハイツ 九重レーグ サイドホテル	高知市 三翠園ホテル
145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会林野の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 譲郎	船本 博昭	小川 晃
鵜 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森林組合) 稻生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田渋孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県県北振興局) 吉村健美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法文学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 河原洋治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法文学部) 稻田張一 (佐賀県林務課)	河原洋治 (福岡市森林公社) 堺 正経 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法文学部) 七里成徳 (長崎県林務課)
I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題
小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合

	第17回	第18回	第19回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル
参加者数	約150人	約140人	145人
研究テーマ	「地域開発と入会林野」	「入会林野整備と生産森林組合」	「入会林野の今後の課題」
特別講演	小川 晃 田代哲二 鈴木千鶴王 堺 正紘	相模 正芳	牧元 幸司
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西護郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原功 (山口県入会コン サルタント) 馬場彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)
シンポジウムの司会	吉村俱美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)
シンポジウムの内容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作 業 III 丸山生産森林組合の 現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区

1995年5月20日 印刷
1995年5月25日 発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 〒812-81
福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学農学部林政学教室内
☎ (092) 641-1101 内線6233

印刷 松隈印刷株式会社
☎ (092) 721-0769

